

事務連絡
令和5年1月17日

各都道府県宅建担当課 御中

国土交通省不動産・建設経済局不動産課

空き家対策に係る協力について（依頼）

標記について、空き家（空き部屋）が詐欺取金や不正薬物の送付先として利用されるケースが後を絶たず、この種の犯罪の取締りや被害防止の推進上、重要な課題として令和4年12月20日の閣議で決定した「「世界一安全な日本」創造戦略2022」においても対策の強化が求められているところです。

今般、警察庁及び財務省より被害防止の推進の一環として所管する事業者に対して、周知依頼がありました。

つきましては、宅建業者への免許証交付時に別添リーフレットの送付や窓口への掲示や設置、立入検査時に配布する等、事業者に対する周知にご協力をお願いします。

なお、業界団体に対する周知依頼については、国土交通省において行います。

【問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局不動産課 愛内
03-5253-8111（25-130）

警察庁丁組二発第1号
関調第8号
令和5年1月6日

国土交通省不動産・建設経済局
不動産業課長殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第二課長
財務省関税局
調査課長

特殊詐欺、不正薬物の密輸等に悪用される空き家（空き部屋）対策の啓発資料の配布依頼について

平素より、特殊詐欺対策及び不正薬物取締りにつきまして、御理解と御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、特殊詐欺、不正薬物の密輸等については、令和4年12月20日の閣議で決定した「「世界一安全な日本」創造戦略2022」においても対策の強化が求められているところです。

そして、詐取金や不正薬物の送付先に空き家（空き部屋）が利用されるケースが後を絶たず、この種の犯罪の取締りや被害防止の推進上、重要な課題となっています。

警察庁及び財務省としては、この種の犯罪の取締りや被害防止の推進の一環として、建物の売買、交換又は賃借の代理、媒介を業として行う宅地建物取引業者やその関連団体に、空き家（空き部屋）が特殊詐欺、不正薬物の密輸等に利用されていることは勿論、その手口等を御理解いただくことは非常に重要と考えております。

貴課におかれましては、地方整備局等及び都道府県における宅地建物取引業の免許時の周知や宅地建物取引業関連団体への周知など、この種の犯罪の被害防止に努めていただきますようお願い申し上げます。